

第1欄

【登記の事由】

会社継続  
取締役、代表取締役及び監査役の変更  
支配人の選任  
取締役会設置会社の定めの設定  
監査役会設置会社の定めの設定

【登記すべき事項】

平成30年5月30日会社継続  
平成30年5月30日次の者重任  
監査役 C  
平成30年5月30日次の者就任  
取締役 A  
取締役 B  
取締役 E  
東京都港区甲町1番地  
代表取締役 A  
監査役(社外監査役) D  
監査役 F  
監査役(社外監査役) G  
支配人の氏名及び住所  
大阪市中央区丙町1番地 B  
支配人を置いた営業所  
大阪市中央区北町一丁目1番1号  
平成30年5月30日取締役会設置会社の定め設定  
同日監査役会設置会社の定め設定

【登録免許税額】

金10万円

【添付書面の名称及び通数】

株主総会議事録 1通  
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト) 1通  
取締役及び監査役の就任承諾書 7通  
取締役会議事録 1通  
代表取締役の就任承諾書は取締役会議事録の記載を援用する。  
印鑑証明書 7通  
委任状 1通

## 第2欄

### 【登記の事由】

取締役及び代表取締役の変更  
支配人の代理権消滅  
株式無償割当て

### 【登記すべき事項】

平成30年6月20日次の者就任  
大阪市中央区丙町1番地  
代表取締役 B  
取締役E平成30年6月26日死亡  
同日次の者就任  
取締役 H  
支配人B平成30年6月20日辞任  
平成30年6月27日変更  
発行済株式の総数 700株

### 【登録免許税額】

金7万円

### 【添付書面の名称及び通数】

取締役会議事録 1通  
代表取締役の就任承諾書 1通  
印鑑証明書 1通  
死亡を証する戸籍個人事項証明書 1通  
株主総会議事録 1通  
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト） 1通  
取締役の就任承諾書 1通  
本人確認証明書 1通  
辞任届 1通  
委任状 1通

第3欄

株式の譲渡制限に関する規定の廃止

申請会社は株式の譲渡制限に関する規定を廃止すると公開会社となるが、公開会社でない株式会社が定款を変更し公開会社となる場合は、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができないとされているところ、申請会社は、発行可能株式総数を発行済株式の総数の4倍以下とする定款変更をしていないから。

第4欄

発行可能株式総数を2800株以下に減少する定款変更議案